

(仮称) 避難行動要支援者名簿に関する条例について

1 条例の名称及び制定趣旨

(1) 条例の名称

(仮称) 避難行動要支援者名簿に関する条例

(2) 制定趣旨

本市では、災害時に自力避難が困難な高齢者や障害者等を災害から保護するため、「災害時要援護者名簿」を作成し、避難の支援や安否の確認等（以下「避難支援等」という。）にあたることとしております。

また、平常時から自主防災組織や自治会等の避難支援者へ名簿情報を提供し、地域における避難支援体制の構築に努めているところですが、名簿情報の提供には、対象者本人の同意が必要であり、個別に同意確認を行っていることから、全市的に情報の共有が進んでいない状況にあります。

このような中、災害対策基本法が改正され、災害発生時の避難に特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者（※）」という。）の名簿の作成を市町村長に義務付けるとともに、市町村の条例に特別の定めがあれば、同意を得ることなく自主防災組織や自治会等の避難支援者にあらかじめ名簿を提供できることが法的に位置づけられたところです。

そこで、「避難行動要支援者」の避難支援等を実施するための基礎となる名簿を作成し、名簿情報の提供を拒否している場合を除き、その名簿情報を平常時から避難支援者に提供する根拠となる条例を制定します。

※避難行動要支援者とは、これまでは災害時要援護者と呼んでいましたが、災害対策基本法において新たに定義づけられた、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。」を言います。

2 提供する名簿情報の対象者の範囲

避難行動要支援者として次の（１）から（５）に掲げるものから、避難支援者への名簿情報の提供を拒否した者を除いたものの名簿情報を提供します。

なお、拒否の意思確認は、避難支援等を希望して登録した者を除き、避難行動要支援者に対し郵送で通知し、名簿情報の提供を拒否する場合は、その旨を所定の様式で意思表示をしてもらいます。

(1) 高齢者

65歳以上の一人暮らし高齢者

(2) 要介護認定者

介護保険における要介護度3～5認定者

(3) 障害者

- ア 身体障害者手帳所持者（重度の障害）
 - （ア）視覚障害
 - （イ）聴覚障害
 - （ウ）肢体不自由
- イ 療育手帳所持者（重度又は最重度の障害）
- ウ 精神障害者保健福祉手帳所持者（1級）

（4）難病患者

- ア 特定疾患医療受給者であって、
 - （ア）重症認定を受けている者
 - （イ）重度の障害者のうち内部障害者
- イ 小児慢性特定疾患医療受給者であって重症認定を受けている者

（5）日本語による意思疎通に支障がある外国人その他特別な事情を有すると認められる者であって、名簿への登録を希望して所定の様式を提出したもの

3 個人情報の提供先

千葉県警察、千葉市社会福祉協議会、自主防災組織、町内自治会、マンション管理組合

なお、千葉県警察、千葉市社会福祉協議会、自主防災組織は、災害対策基本法において、提供先として例示されています。

4 提供する個人情報の項目

災害対策基本法で、避難行動要支援者名簿には、「氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、これらのほか避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項」を記載することとされており、千葉市もこれらの事項を名簿に記載します。

なお、市長村長が必要と認める事項は、検討中です。

5 個人情報の保護措置

災害対策基本法で定めることとされている名簿情報の漏えい防止措置として、避難支援者に提供する際に協定を結ぶほか、保護措置上、基本的な事項を明記します。

（1）漏えい防止のための措置

名簿情報の提供を受けようとする避難支援者との間で提供する個人情報の取扱い等に関する協定を締結する。

（2）安全管理

名簿情報の提供を受けた避難支援者は、当該提供を受けた名簿情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（3）利用・提供の制限

避難支援者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、その管理し、閲覧し、又は取り扱う名簿情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(4) 守秘義務

避難支援者は、避難支援等により知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。支援活動を行わなくなった後も、また、同様とする。

6 個人情報を取り扱う事務を所掌する組織の名称

(1) 条例所管課

危機管理課

(2) 情報提供元課

高齢福祉課、介護保険課、障害者自立支援課、健康企画課、健康支援課、登載希望者所管課

(3) 避難行動要支援者名簿作成課

高齢福祉課

(4) 避難行動要支援者名簿共有課

防災対策課、高齢福祉課、各区地域振興課、各区保健福祉センター高齢障害支援課、消防局（消防署）